

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第7部門第3区分  
 【発行日】平成19年10月11日(2007.10.11)

【公開番号】特開2006-109057(P2006-109057A)

【公開日】平成18年4月20日(2006.4.20)

【年通号数】公開・登録公報2006-016

【出願番号】特願2004-292531(P2004-292531)

【国際特許分類】

H 04 N 5/225 (2006.01)

G 03 B 17/00 (2006.01)

G 03 B 17/18 (2006.01)

【F I】

H 04 N 5/225 E

H 04 N 5/225 F

G 03 B 17/00 M

G 03 B 17/18 Z

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月29日(2007.8.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

撮影により得られた動画データを第1の記録媒体及び第2の記録媒体へ記録できるビデオカメラ装置であって、

前記第1の記録媒体への前記動画データの記録中に、前記ビデオカメラ装置の落下の状態を判断する判断手段と、

前記判断手段により前記ビデオカメラ装置が落下すると判断された場合、前記動画データを記録する媒体を前記第1の記録媒体から前記第2の記録媒体へと切り替える第1の切り替え手段と、

前記第1の切り替え手段による切り替え後において前記判断手段により前記ビデオカメラ装置が落下していないと判断された場合、前記動画データを記録する媒体を前記第2の記録媒体から前記第1の記録媒体へと切り替える第2の切り替え手段と、  
を備えることを特徴とするビデオカメラ装置。

【請求項2】

前記第1の切り替え手段による切り替え後において前記判断手段により前記ビデオカメラ装置が落下していないと判断された場合、前記第2の記録媒体に記録している動画データを前記第1の記録媒体へ記録するよう制御する手段をさらに有することを特徴とする請求項1に記載のビデオカメラ装置。

【請求項3】

前記第2の切り替え手段は、前記第2の記録媒体に記録している動画データの前記第1の記録媒体への記録が終了した後、前記動画データを記録する媒体を前記第2の記録媒体から前記第1の記録媒体へと切り替えることを特徴とする請求項2に記載のビデオカメラ装置。

【請求項4】

前記判断手段により前記ビデオカメラ装置が落下すると判断された場合は前記第1の記

録媒体のディスクから記録ヘッドを退避させ、前記第1の切り替え手段による切り替え後において前記判断手段により前記ビデオカメラ装置が落下していないと判断された場合は、前記第1の記録媒体のディスクからの前記記録ヘッドの退避を解除する手段をさらに有することを特徴とする請求項1～3のいずれかに記載のビデオカメラ装置。

【請求項5】

前記第2の記録媒体は半導体メモリであることを特徴とする請求項1～4のいずれかに記載のビデオカメラ装置。

【請求項6】

撮影により得られた動画データを第1の記録媒体及び第2の記録媒体へ記録できるビデオカメラ装置の制御方法であって、

前記第1の記録媒体への前記動画データの記録中に、前記ビデオカメラ装置の落下の状態を判断し、

前記ビデオカメラ装置が落下すると判断された場合、前記動画データを記録する媒体を前記第1の記録媒体から前記第2の記録媒体へと切り替え、

前記切り替え後において前記ビデオカメラ装置が落下していないと判断された場合、前記動画データを記録する媒体を前記第2の記録媒体から前記第1の記録媒体へと切り替える、

ことを特徴とするビデオカメラ装置の制御方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

上記課題を解決するため、本発明のビデオカメラ装置は、撮影により得られた動画データを第1の記録媒体及び第2の記録媒体へ記録できるビデオカメラ装置であって、前記第1の記録媒体への前記動画データの記録中に、前記ビデオカメラ装置の落下の状態を判断する判断手段と、前記判断手段により前記ビデオカメラ装置が落下すると判断された場合、前記動画データを記録する媒体を前記第1の記録媒体から前記第2の記録媒体へと切り替える第1の切り替え手段と、前記第1の切り替え手段による切り替え後において前記判断手段により前記ビデオカメラ装置が落下していないと判断された場合、前記動画データを記録する媒体を前記第2の記録媒体から前記第1の記録媒体へと切り替える第2の切り替え手段と、を備えることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

S501は処理のスタートである。S502は図2を用いて説明した落下フラグの状態を判断し、落下フラグが‘H’の時は、計数器をリセットし、‘L’の時はS504に遷移し図示せずもパネルにDVCが落下しそうである事を表示する。次にS505にて落下フラグが‘L’期間の時間を計数しS506へ遷移する。S506では記録媒体を例えればディスクから半導体メモリに切り替え、次にS507にて記録ヘッドを退避させ、S508に遷移する。S508では、衝撃センサーからの入力値から実際に落下したと判断した場合(この時、‘L’レベル)は、S509に遷移し記録再生処理を終了する。それ以外の場合(この時、‘H’レベル)は、S510に遷移し、計数値と予めCPUにより設定された閾値とを比較し、閾値より小さい場合はS502に遷移し、上記処理を繰り返す。繰り返し処理の場合、S506とS507は処理済みであるため2度目以降は何ら処理をするものではなく現状の状態を維持する様に動作する。つまり、この繰り返し処理におい

ては、落下しそうである、または落下中であると判断した場合の処理を実施している。次に計数値を超えた場合においては、ユーザが意識的に落下しそうな角度で記録または再生をしているため落下はしないと判断し、S511に遷移しヘッド退避を解除するとともに、S512へ遷移する。S512では、カメラからメモリへ、メモリからディスクへ記録し、S513ではメモリに蓄積されたデータを全て読み出すまで処理を繰り返し、メモリ空になった後にS514へ遷移し、そこでは通常のカメラからディスクへの記録へ切り替えるように動作する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】図面

【補正対象項目名】図5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図5】

